東筑紫学園 九州栄養福祉大学同窓会 四魂会 会則

第 1 章 総則

第 1 条　本会は九州栄養福祉大学同窓会四魂会と称する。

第 2 条　本会は会員相互の発展と親睦をはかり、建学の精神に基づく母校の発展と教育の振興に資することを目的とする。

第 3 条　本会の事務局を北九州市小倉北区下到津 5 丁目 1 番 1 号九州栄養福祉大学内に置く。

第 2 章 事業

第 4 条　本会の目的達成のため下記の事業を行う。

1.会員相互の連絡・母校発展の援助・連絡文書などの発送。

2.建学の精神の理解向上を目的とした研究会等の開催、親睦会の開催・講演会・研究会等の開催。

3.会員名簿の作成・会誌の編集・発行。

4.その他本会の目的達成に関する事項。

第 3 章 会員

第 5 条　本会の会員は次の通りとする。

正会員　大学、大学院、専門学校九州リハビリテーション大学校の卒業者。

準会員　その他（中途退学者、労働福祉事業団九州リハビリテーション大学校卒業者など）で、入会を希望し、総会の承認を得た者。

特別会員　母校現教職員・旧教職員および総会において推薦された者。

第 4 章 役員

第 6 条　本会に次の役員を置く。

会長	1 名	会務を処理し本会を代表する。
副会長	2 名以内	会長を補佐し会長に事故ある場合は代行する。
会計監査	2 名	会計を監査する。
幹事	10 名程度	会務を処理する。
評議員	500 名以内	本会の重要な事項を評議する。

第 7 条　本会に名誉会長として学長を置く。名誉会長は総会の議を経て会長が委嘱する。

第 8 条　本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経て会長が委嘱する。

第 9 条　本会の役員については次の選出により行う。

1.　会長、副会長、会計監査、幹事は正会員の中から選出し、総会の承認を要する。

第 10 条　前条に掲げた役員の任期は 4 年とし再任を妨げない。

第 5 章 旅費・費用

第 11 条　役員会や総会等に出席したときは、別に定める旅費・費用規程によりこれを支給する。

第 6 章 会計

第 12 条　本会の経費は入会金・会費・事業収入・寄付金の収入をもって充てる。

第 13 条　本会会費は終身会費として在学中これを予納する。

第 14 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌 3 月末日とする。

第 15 条　本会の予算及び決算は役員会に諮り総会において承認を受けなければならない。

第 7 章 会議

第16 条　本会の会議は下記の通りである。但し、いずれの会議も書面会議またはオンライン会議によることができるものとする。

1.定時総会　毎年 1 回開き、予算・決算・事業計画の承認・役員選出・その他重要事項の協議を行う。

2.臨時総会　必要に応じ臨時に開くことが出来る。

3.役員会　　必要に応じ会長がこれを招集する。

4.評議員会　必要に応じ会長がこれを招集する。

第17 条　各会議の議長はその都度、正会員の中から選出する。

第18 条　本会の各会議は、開催通知による当日の出席者をもって成立する。

第 8 章 決議

第 19 条　総会は、本会の最高議決機関として位置付ける。

第 20 条　全ての議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 9 章 支部

第 21 条　1.本会は第 2 条の目的達成のため各地区に支部を置くことが出来る。
2.支部長は各支部会員の推薦に基づき、会長が委嘱する。
3.支部運営規約は本会則に基づき、各支部において、これを定めることが出来る。

第 10 章 雑則

第 22 条　この会則に定めるものの他、本会の運営上必要な規定や細則は、役員会の議決を得て、会長が別途定めることができる。

（附則）

1.この改正は役員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とし総会に報告する。

2.本会の慶弔に関する事項は別に定める。

3.会員は住所・氏名に関し異動があったときはその都度、本会に届けなければならない。

4.本会則は平成 26 年 8 月より施行する。

5.本会則は、令和 8 年 2 月 28 日より暫定施行する。なお、正式な制定については、次回の定期総会において報告し、追認を得るものとする。

6.本会則は令和 8 年 9 月より施行する。

旅費・費用規程

（目的）

第1条　　本規定は、九州栄養福祉大学同窓会 四魂会（以下「本会」という）の役員等が、会務（役員会、総会、その他会長が認めた会議等）に出席する際に要する交通費および諸費用を補填し、あわせて事務手続きの簡略化を図ることを目的とする。

（支給の趣旨）

第 2 条　　本規定に基づき支給される金員は、移動に伴う実費および拘束時間等に対する費用としての性質を持つものであり、報酬（給与）とは異なるものとする。

（対面会議における交通費の支給基準）

第 3 条　　本会の拠点（小倉北区）で開催される会議に現地出席した際、以下の通り交通費を支給する。

1. 自家用車等を利用する場合： 居住地から会場までの往復距離（km、端数は切り上げ）に対し、1km あたり 40 円を乗じた額を支給する。また、高速道路を利用した場合は、その実費を合算する。
2. 公共交通機関を利用する場合： 鉄道（在来線・特急・新幹線）、高速バス等の利用に要した実費を支給する。
3. 公共交通機関のうち、特急・新幹線・高速バスを利用した場合は、領収書（原本）の提出を必須とする。高速道路を利用した場合は、領収書（原本）の提出を必須とする。なお、在来線および一般道利用については、領収書の提出を要しない。

（会議出席に伴う費用）

第 4 条　　1. 会議（対面およびオンライン）に出席した役員等に対し、拘束時間への配慮、通信費、光熱費、資料作成に係る諸費用の補助として、会議 1 回につき 3,000 円を支給する。

2. 前項の支給については、QUO カード、QUO カード Pay、その他デジタルギフト等による現物支給をもって行うものとする。
3. 対面会議出席者に対しては、第 3 条に定める交通費とあわせて本条の費用を支給し、オンライン会議出席者に対しては、本条の費用のみを支給するものとする。

（支給方法）

第 5 条　　1. 費用の支給は、原則として会議当日に行うものとする。ただし、オンライン会議や遠隔地実費精算の場合は、銀行振込またはデジタルギフトの送付等、本会が定める方法により行う。

2. 受領にあたっては、所定の受領簿に署名または捺印を行うものとする。

（本規定の改訂）

第 6 条　　本規程の改訂および廃止は、役員会（理事会）の議決をもって行うことができる。

（規定外事項）

第 7 条　　本規程に定めのない事項、または特別の事情により本規程によることが困難な場合は、会長の承認を得て別に定めることができる。

（附則）

1. 本規定は、令和 8 年 2 月 28 日より暫定施行する。なお、正式な制定については、次回の定期総会において報告し、追認を得るものとする。

2.本規定は令和 8 年 9 月より施行する。